

【法的根拠】
いじめ防止対策推進法
東京都いじめ防止対策推進条例
調布市子ども条例
調布市教育委員会教育目標及び基本方針
調布市教育委員会「いじめ問題
対策委員会」設置実施要項等

学校教育目標
一 自ら学び、考える人
一 礼節を重んじ、思いやりのある人
一 心身ともに健康な人

【生徒の実態】

生徒用学校評価アンケートでは、「礼
節を重んじ、思いやりのある人に近づ
くことができたか。」について肯定的
回答92%であった。

【地域・保護者の願い】

安全に学校生活を送ることができ、自
他ともに大切にできるようになってほ
しいと願っている。保護者学校評価ア
ンケートでは、「豊かな心（徳）」の
育成について肯定的回答が97%で
あった。

いじめ防止に関する学校の目標
・人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともにほかの人の大切さを認められるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動となって現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする。
・いじめ防止対策委員会を要に、いじめの認知の在り方を徹底し、生徒一人一人を丁寧に見て、いじめを積極的に認知し、解消を図る。

目指す生徒像
自分のことも、他の人のことも大切にする生徒

教職員の指導力向上
・人権教育に関する研修を計画的に実施する
・人権教育推進委員によるOJT
・いじめ防止教育プログラムを活用した研修の実施
・いじめに関する授業研究
6・11・2月〈ふれあい月間〉
道徳科「思いやり」「友情」「相互理解、寛容」

学校の組織的対応
・いじめ防止対策委員会の設置
構成メンバーは、校長・副校長・養護教諭・生活指導主任・学年主任・スクールカウンセラー

いじめの未然防止・早期発見のために
【未然防止】
・教職員を対象とした取組
いじめ防止対策委員会の設置
学校いじめ防止基本方針の策定
教員による、問題を抱えた生徒への積極的な働きかけ
いじめに関する校内研修の実施
・生徒を対象とした取組
いじめに関する授業の実施
【早期発見】
・「いじめ発見のチェックシート」を活用した教員による見取り
・いじめ相談窓口の設置と周知
・いじめに関するアンケートの実施（月1回）
・スクールカウンセラーによる全員面接（1年生）
・運営委員会での情報共有（週1回）
・特別支援教育校内委員会での情報共有（週1回）

保護者・地域との連携
・学校だより、学年だより、学級だより、ホームページ、を活用する
・1学期末、2学期末に3者面談を実施する
・SC、養護教諭、担任等による保護者相談の実施
・教育相談所等の相談窓口の紹介

スクールカウンセラーとの連携
・特別支援教育校内委員会のメンバーに位置付ける
・特別支援教育校内委員会で共有した情報に基づき生徒観察を行い専門的な立場から支援・助言する
・スクールカウンセラーだより、ホームページ等で教育相談の紹介をし、相談機能を充実させる
・1年生については1学期中に全員対象の面接を実施する

年間指導計画			
（道徳科・特別活動）			
4月	特別活動 道徳科	情報モラル 「生命の尊さ」他	い じ め ア ン ケ ー ト
5月			
6月	特別活動 道徳科	あいさつ運動 セーフティ教室 「思いやり」等	
7月	特別活動	SOSの出し方	
8月			
9月			
10月			
11月	特別活動 道徳科	あいさつ運動 「思いやり」等	
12月	道徳科 特別活動	「生命の尊さ」	
1月			
2月	道徳科	「思いやり」等	↓
3月			

具体的ないじめへの対応		
生活指導主任会報告内容の場合（学校が「いじめ防止対策委員会」等で組織的に話し合い、対応する場合）		
①実態把握の観点 ・被害の形態 ・被害の状況 ・集団の構造 ・いじめの動機と背景 ・被害生徒の状況 ・加害生徒の状況 ・保護者と職員等の現状把握の状況 ・他の問題行動との関連 ・他の課題との関連	②指導・支援の基本姿勢 いじめ防止対策委員会で、被害の子供が感じている心身の苦痛の程度や、加害の子供が行ったいじめの行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら協議を行い対応方針を決定する。	③＜被害生徒の支援＞ 安全確保と不安解消 子供に寄り添い、教職員全体で被害の子供を守り抜く。保護者との共通理解の下にSCの面談等により心のケアを行う。 ＜加害生徒の指導＞ 組織的・計画的な指導及び観察 いじめをやめさせ再発を防止する。その際SCが話を聞くなどし、発達の課題や家庭環境を含め、いじめの行為を行う背景に配慮する。
学校が重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合		
関係諸機関との連携 連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等） 暴力を伴ういじめなど、犯罪行為として取り扱われるべきであると考えられる事例については、管轄警察署や児童相談所等と適切に連携し、加害の子供に対して毅然とした態度で指導を行う。		

重大事態への対応
いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順 ↓ ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。 ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施 ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討 ④警察や児相等との連携 ⑤緊急保護者会の開催